

第1日

令和3年11月30日（火）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより、令和3年第6回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月15日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番北川清文議員

4番熊本正博議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告1件、議案20件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。

本日ここに、令和3年第6回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について1件、補正予算について3件、条例の一部改正及び制定について10件、計画の変更について1件、工事請負契約の締結の議決内容の一部変更について1件、工事請負契約の締結について2件、指定管理者の指定について2件、規約の変更について1件、合計21件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第18号について説明申し上げます。

報告第18号専決処分報告につきましては、交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第104号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、災害復旧に必要な経費等を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ5億9,718万4,000円を追加し、予算総額を409億4,247万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

人件費につきましては、職員の人事異動に伴い1,343万1,000円を減額いたしました。

人件費以外の歳出につきましては、総務費では、健康福祉館及び甘木B&G海洋センターの指定管理者への支援事業費、休日夜間急患センター支援事業費、甘木鉄道への支援事業費等の市独自の地方創生臨時交付金事業費等に6,967万8,000円を計上いたしました。

民生費では、職員の人事異動に伴う国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金、健康福祉館損害賠償請求事件の判決確定に伴う弁護士報酬等経費に1,771万1,000円を計上いたしました。

衛生費では、健康管理システム改修事業費に707万3,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、林道整備事業費に250万円を計上いたしました。

土木費では、河川道緊急自然災害防止対策事業費、公園整備等事業費に4,300万円を計上いたしました。

教育費では、就学援助事業費に350万円を計上いたしました。

災害復旧費では、道路及び河川、農地、農業用施設及び林道並びに公園に係る災害復旧費として4億6,715万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として、地方交付税7,895万8,000円、国庫支出金1億5,239万9,000円、県支出金1億1,883万5,000円、市債2億2,980万円等を計上いたしました。

第105号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定において職員の人事異動に伴う経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ992万円を追加し、予算総額を71億9,983万6,000円といたしました。

第106号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、職員の人事異動に伴う経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ351万1,000円を追加し、予算総額を61億4,809万2,000円といたしました。

次に、第107号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、選挙運動用ビラ作成について公費負担の対象としたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第108号議案朝倉市職員の服務の宣誓に関する条例及び朝倉市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第109号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、年次有給休暇を付与する単位を暦年から会計年度に改めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第110号議案朝倉市特別会計条例等の一部を改正する等の条例の制定につきましては、朝倉市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、この条例を制定しようとするものであります。

第111号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第112号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第113号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第114号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

第115号議案朝倉市自転車等の放置防止に関する条例の制定につきましては、自転車等の放置防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、市民の良好な生活環境等を確保するため、この条例を制定しようとするものであります。

第116号議案朝倉市営住宅飲料水供給施設条例の制定につきましては、市営住宅飲料水供給施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第117号議案土地改良事業計画の変更につきましては、土地改良事業計画（北川道目木・梅ヶ谷地区）を変更するに当たり、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第118号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、普通河川平川災害復旧工事について、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第119号議案及び第120号議案の工事請負契約の締結につきましては、農地改良復旧（区画整理）工事（白木谷川流域地区）及び三奈木コミュニティセンター建て替え建築主体工事について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第121号議案及び第122号議案の指定管理者の指定につきましては、朝倉市立あまぎ水の文化村条例第3条の規定に基づき、朝倉市立あまぎ水の文化村の指定管理者を、朝倉市三連水車の里あさくら条例第4条の規定に基づき、朝倉市三連水車の里あさくらの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第123号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更につきましては、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の事務所を移転することに伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は、6日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時15分散会